

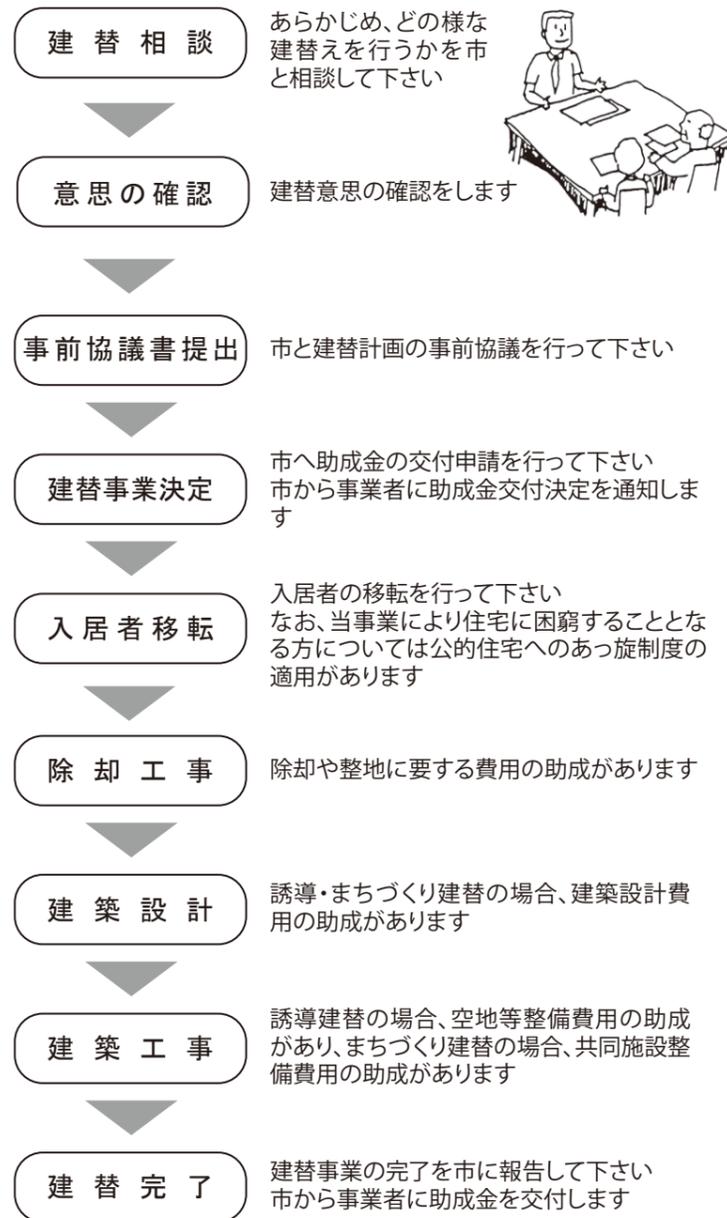
木造賃貸住宅などの建替を支援します

---『守口市木造賃貸住宅等建替促進要綱』---

市では、『守口市住宅密集地区整備要綱』にもとづいて、『守口市木造賃貸住宅等建替促進要綱』を定め、地権者の方々が所有する木造賃貸住宅などの建替に対して、一定の要件を満たせば、除却等費・建築設計費・共同施設整備費など必要な費用の一部を助成します。

建替事業の流れ

助成を受けられる木造賃貸住宅等の建替は、おおむね次のような流れになります。

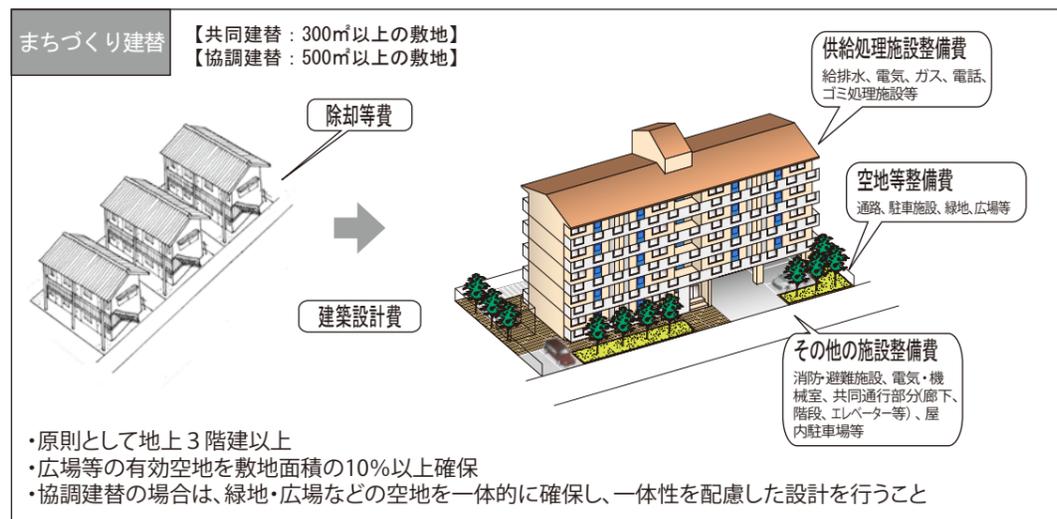
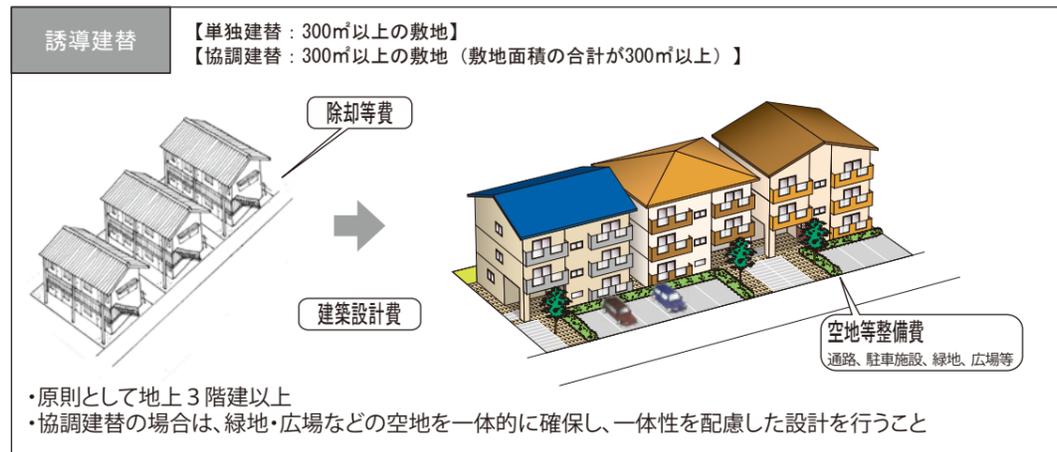
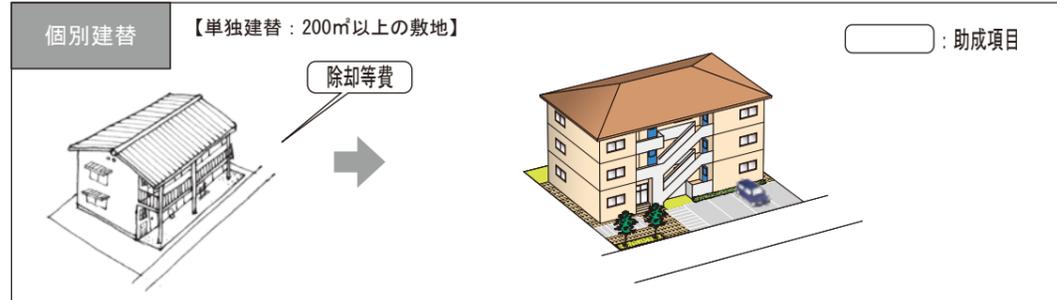


建替事業の助成要件と助成内容

建替パターンに応じて助成の内容が異なり、協調・共同化の場合はより多くの助成が受けられます。助成を受けるための主な要件と助成内容は次のとおりです。

**建替後の住宅の主な要件**

- ・重ね建て住宅、連続建て住宅又は共同住宅
- ・耐火、準耐火構造
- ・各住戸の住戸専用面積(廊下及び階段等の共用並びにバルコニーの床面積を除く。)が40㎡以上120㎡以下で、2寝室以上を有するもの。ただし、単身者用住宅は25㎡以上40㎡未満で、1寝室に限る
- ・各住戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えること
- ・単身者用住宅は将来併合可能(2戸1化)な構造に配慮すること
- ・バリアフリー基準に適合するものであること。



<建替事業の助成内容>

建替パターン	個別建替	誘導建替	まちづくり建替
除却等費	○	○	○
建築設計費	×	○	○
共同施設整備費	×	○	○
	×	×	○
空地等整備費 通路、駐車施設、緑地、広場等	×	○	○
供給処理施設整備費 給排水、電気、ガス、電話、ゴミ処理施設等	×	×	○
その他の施設整備費 消防・避難施設、電気・機械室、共同通行部分(廊下、階段、エレベーター等)、屋内駐車場等	×	×	○

※上に示した建替のほかにも、『密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律』にもとづく「認定建替」、「防災建替」もあります。

関連する支援制度

木造賃貸住宅等の除却・建替については、助成金に加えて次のような支援制度の適用を受けることができます。

密集市街地サポート助成制度

文化住宅など老朽建物をお持ちの方で、「何とかしたい」、「誰かに相談したい」と考えておられる方は、専門家による相談や技術的な検討などの支援が受けられます。

建替等相談支援

建替等検討支援

文化住宅等売却支援

隣地統合支援

=お問い合わせ先=  
公益財団法人 大阪府都市整備推進センター  
住所：大阪市中央区本町1丁目8番12号  
オーク堺筋本町ビル5階  
電話：06(6262)7713

守口市 都市整備部 都市・交通計画課

(住所)：守口市京阪本通2丁目5-5  
守口市役所5階  
(電話番号)：06-6992-1708